

「子ども手当」の全額国負担を求める声明

政府は、昨年12月24日の閣議決定において、平成23年度の子ども手当についても、平成22年度限りの暫定措置であった地方負担を引き続き導入することとした。

これは、地方六団体等を通じ、当初より、子ども手当の制度設計に当たっては、地方との協議を十分行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とするよう求めてきた地方の意向を無視したもので、地方に何ら相談がないばかりか、情報提供さえないまま、一方的に方針を決定していることは、マニフェストに掲げた「地域主権」の実現とは相容れない行為であり、極めて遺憾である。

地方六団体の共同声明にもあるように、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で地方自治体の創意工夫により地方が担当すべきである一方、子ども手当のような全国一律の現金給付については、国が担当し全額を負担すべきである。

また、5大臣合意においては、税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分についても、子ども手当への充当を含めた活用について言及されているが、住民税は、住民の福祉の向上のため、地域の実情に応じたサービスにこそ充てられるべきであり、国が決めた施策事業の特定財源であるかのように、地方の独自財源が一方的に取り上げられることはあってはならない。

今後の国会審議等において、子ども手当支給費は全額国費で負担すべきという我々の主張について、十分納得のいく論議がされることを強く要望するものである。

平成23年1月25日

千葉県市長会